

政令第 号

高压ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、高压ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（高压ガス保安法施行令の一部改正）

第一条 高压ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第三条第一項第八号」を「第三条第一項第九号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第三条第一項第六号」を「第三条第一項第八号」に、「自動しや断器」を「自動遮断器」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 法第三条第一項第五号の政令で定める種類の自動車は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）であつて、圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とするものとする。

3 法第三条第一項第五号の政令で定める装置は、原動機（道路運送車両法第四十一条第一項の技術基準

に適合するものに限る。)及び燃料装置(当該技術基準に適合するものに限る。第十条の三において同じ。)とする。

第四条の表中「第二条第三項第四号」を「第二条第五項第四号」に改める。

第十条ただし書中「第二十条第三項第二号」の下に「の認定(その更新を含む。)」を加え、「を申請した者が」を「(その更新を含む。)」を受けた者が、当該認定に際し」に、「経済産業大臣が認める」を「認められた」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(認定高度保安実施者の認定の有効期間)

第十条の二 法第三十九条の十七第一項の政令で定める期間は、五年とする。ただし、法第三十九条の十三の認定(その更新を含む。)を受けた者が、当該認定に際し、保安の確保のための組織がその業務遂行能力を持続的に向上させるものとして経済産業省令で定める特に高度な仕組みを有し、かつ、保安の確保の方法が経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術を用いたものであると認められた場合は、七年とする。

(政令で定める検査)

第十条の三 法第四十九条の四の二の政令で定める検査は、道路運送車両法第五十九条第一項の新規検査、同法第六十二条第一項の継続検査、同法第六十三条第一項の臨時検査、同法第六十七条第三項の構造等変更検査及び同法第七十一条第一項の予備検査の一部として行われる燃料装置の検査とする。

第十八条第一項第二号及び第三号中「第五十八条の三十、」を「第五十八条の三十並びに」に改め、同条第二項第三号中「第五十六条第一項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第六号中「、第四十九条の三第一項並びに」を「及び第四十九条の三第一項、」に改め、「第五十六条第四項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第二項」を「並びに同条第四項において準用する同条第二項」に改める。

第十九条第一項ただし書中「、第五十六条の六の十八、」を「及び第五十六条の六の十八、」に、「法第五十八条の三十、」を「法第五十八条の三十並びに」に改め、同項第一号中「の規定」を「及び法第五十六条第五項において準用する同条第一項の規定」に改め、同項第三号中「第五十八条の三十、」を「第五十八条の三十並びに」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「第五十六条の六の十二、」を「第五十六条の六の十二並びに」に、「法第五十六条の六の十六」を「並びに法第五十六条の

六の十六」に、「並びに」を「及び」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「、法第六十一条第二項」を「並びに法第六十一条第二項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「、第四十九条の三第一項」を「及び第四十九条の三第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 内容積が五百リットルを超える容器に装置する附属品に関する法第五十六条第五項において準用する同条第四項において準用する同条第一項の規定による権限

第十九条第二項第二号及び第三号中「第五十八条の三十、」を「第五十八条の三十並びに」に改める。

(ガス事業法施行令の一部改正)

第二条 ガス事業法施行令(昭和二十九年政令第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十九条第四項」を「第二十条第四項」に改める。

第二十条中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第十七条第一項第三号中「第十九条第三項」を「第二十条第三項」に改め、同条を第十八条とし、第十

六条を第十七条とし、第九条から第十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第八条第一項中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項中「第十七条第六項及び第十九条第四項」を「第十八条第六項及び第二十条第四項」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（認定高度保安実施ガス小売事業者等の認定の有効期間）

第五条 法第三十四条の五第一項（法第七十一条の三、第八十四条の三及び第百四条の三において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、七年とする。

別表第一中「第十三条」を「第十四条」に改める。

別表第二中「第十四条、第十五条」を「第十五条、第十六条」に改める。

（電気事業法施行令の一部改正）

第三条 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四十五条第二項第一号」を「第四十六条第二項第一号」に改める。

第四十六条を第四十七条とし、第四十一条から第四十五条までを一条ずつ繰り下げ、第四十条の次に次

の一条を加える。

(認定高度保安実施設置者の認定の有効期間)

第四十一条 法第五十五条の六第一項の政令で定める期間は、七年とする。

(危険物の規制に関する政令の一部改正)

第四条 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第四号及び第十三条第一項第六号中「第三項」の下に「若しくは第三十九条の二十二第一項」を加える。

(登録免許税法施行令の一部改正)

第五条 登録免許税法施行令(昭和四十二年政令第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「別表第一第百二号(三)」を「別表第一第百二号(四)」に改める。

第三十条中「(五)を」を「(九)を」に、「(三)を」を「(四)を」に、「(九)まで」を「(十)まで」に改める。

(労働安全衛生法施行令の一部改正)

第六条 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「用いられるもの」の下に「、自動車用燃料装置（圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）であつて、同法第二条第五項に規定する運行の用に供するものに限る。）の燃料装置のうち同法第四十一条第一項の技術基準に適合するものをいう。以下同じ。）に用いられるもの」を加え、同項第七号中「除く。次条第三項第十八号」を「除く。同号」に改める。

第十三条第一項、第二項及び第三項第二十六号中「用いられるもの」の下に「、自動車用燃料装置に用いられるもの」を加え、同項第二十七号中「第七号」を「第一号」に改め、「用いられるもの」の下に「、自動車用燃料装置に用いられるもの」を加える。

第十四条第二号及び第四号中「及び」を「、自動車用燃料装置に用いられるもの及び」に改める。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

第七条 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正

する。

第三条第二項第五号中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改める。

第三十九条第二項中「第五条第一項又は」を「第五条第一項の規定による許可、同法」に、「許可」を「許可（経済産業省令で定める軽易な事項に係るものを除く。）、同法第三十九条の二十一第一項の規定による届出の受理（」に改める。

（石油石炭税法施行令の一部改正）

第八条 石油石炭税法施行令（昭和五十三年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「又は第三十五条の二（定期自主検査）」を「若しくは第三十九条の二十七第一項後段（保安検査等の特例）」に、「又は定期自主検査」を「又は同法第三十五条の二（定期自主検査）」に規定する自主検査」に改め、同条第二項第八号中「定期自主検査」を「自主検査」に改める。

（高圧ガス保安法関係手数料令の一部改正）

第九条 高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七十三条第一項第八号から第十号まで」を「第七十三条第一項第二号から第四号まで」に

改める。

第三条中「第七十三条第一項第十六号に」を「第七十三条第一項第七号に」に、「同項第十六号の二」を「同項第八号」に、「第七十三条第一項第十六号の三から第二十号まで」を「第七十三条第一項第九号から第十六号まで」に、「同項第二十号の二」を「同項第十七号」に、「第七十三条第一項第二十号の三から第二十二号まで」を「第七十三条第一項第十八号から第二十一号まで」に改める。

(地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正)

第十条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

本則の表八十二の項中「又は第三項」を「若しくは第三項又は同法第三十九条の二十二第一項」に改める。

附 則

この政令は、高压ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年十二月二十一日)から施行する。

理由

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴い、高圧ガス保安法の規定の適用を受けない運行の用に供する自動車の種類を定める等高圧ガス保安法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。